

入札参加資格者 各位

門真市総務部法務監察課

## 門真市公共工事の最低制限価格の算出方法の変更について

本市が発注する公共工事のうち、入札に付する案件については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しております。

最低制限価格の算出方法を、平成29年4月1日から下記のとおり変更いたしますので、参考にしていただき、設計図書等を熟知し、より適切な積算の上、入札参加していただきますよう、お願いします。

記

### 《 現行 》

<b>【範 囲】</b> <u>予定価格の 2/3～8.5/10</u>
<b>【計算式】</b> 直接工事費 ×0.95
共通仮設費 ×0.90
<u>現場管理費 ×0.60</u>
一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.08



### 《 変更後 》

<b>【範 囲】</b> <u>予定価格の 7.0/10～9.0/10</u>
<b>【計算式】</b> 直接工事費 ×0.95
共通仮設費 ×0.90
<u>現場管理費 ×0.80</u>
一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.08

#### 1 算出方法

最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費それぞれの額（税抜金額）に上記の算出係数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を合計した額（千円未満切り捨て）にその消費税相当額を合算した額とします。

#### 2 留意事項

提出された入札書の入札金額が最低制限価格を下回った場合には、無効の入札となりますのでご注意ください。